

大伴氏系図復元に関する一試論

はじめに

日本古代の政治史研究は藤原氏を「新制的」、大伴氏を「旧制的」という枠組みに当てはめた竹内理三氏^①の見解、議政官構成の変遷から律令国家の展開過程の中で藤原氏以外の氏族が衰退していったとする長山泰孝氏^②の見解が通説的立場を堅持している。両者の見解は批判的に継承していくべきものと考えるが、二項対立的図式に基づいた政治史への理解は修正されるべきであろう。事実、近年敗者の視点^③から日本古代史を再検討しようという機運が高まっており、それは二項対立図式への反省を起点にしているものである。

筆者は先に橘奈良麻呂の乱をめぐる大伴古麻呂の政治的立場について検討し、彼が光明皇太后の「近臣」であったこと、古麻呂が大伴氏の安麻呂系非嫡流でありながら遣唐副使や弁官に任用されたことにより、その子・継人から曾孫の善男まで「貴族官人の再生産」が果たされていたことを指摘した^④。院政期には「家」が成立するとともに、議政官への昇進コース^⑥および「家職」^⑦が設定されることは

よく知られているが、奈良時代にも同様の視点を取り入れることができるのではないかという問題関心から検討した結果である。ただし、大伴氏の系図復元案を示したものの、紙数の関係により、詳細な検討は別の機会に譲る旨を付記せざるを得なかった。特に古麻呂の系譜的位置づけは彼の政治的立場への理解に関わるため、今回その実証を中心とした本稿を執筆するに至った次第である。

大伴氏の系図は『続群書類従』第七輯下・系図部所収の「大伴系図」^⑧「伴氏系図」などが存するものの、信頼に堪うるものではない。よって、六国史やその他の史料で補うほかないが、安麻呂系、御行系、吹負系、馬来田系の四つの系統に分かれていたことは異論ないところであろう。ただし、善男の代まで議政官を輩出する安麻呂系は比較的系譜関係が判明するものの、御行系はほとんど系譜関係が不明であるなど、大伴氏の系図復元は一筋縄にはいかない。太田亮氏^⑧以来多くの研究成果が上がっているものの、未だ何人かの系譜関係については議論の対象となっている。

文学研究科史学専攻博士後期課程2年 上村 正裕

よって、本稿でも完全なる復元は困難であるが、今後の氏族研究および政治史研究に資するよう、出来る限りの復元を試みたい。

第一章 大伴古麻呂の系譜的位置づけ

本章では別稿の理解にも関わる大伴古麻呂の系譜的位置づけについて検討したい。古麻呂について太田氏は家持の子、安麻呂の子、旅人の子の可能性を示唆するにとどめ、系譜関係の確定を避けている。古麻呂の系譜的位置づけを考えるにあたって、『万葉集』巻四・五六七番左注に

以前、天平二年庚午夏六月、帥大伴卿忽生瘡脚、疾苦枕席。因此馳駢上奏、望請庶弟稻公・姪胡麻呂欲語遺言者。勅、右兵庫助大伴宿祢稻公、治部少丞大伴宿祢胡麻呂兩人、給駅發遣、令省卿病。

とあり、天平二年に危篤の病となった大伴旅人が「庶弟」の稲公と「姪」の古麻呂を召喚していることが知られるが、「姪」には「兄弟の子」としての用法が一般的であるとして、旅人の兄弟の子、すなわち、安麻呂系・宿奈麻呂の子（もしくは田主の子）と解する説が存する。

一方、『万葉集』巻四・六四九番左注に

右、坂上郎女者佐保大納言卿之女也。駿河麻呂、此高市大卿之孫也。両卿兄弟之家、女孫姪之族。是以題歌送答、相問起

居。

とあり、坂上郎女が安麻呂の女、駿河麻呂が高市大卿（御行）の孫であることが知られる。そして、「両卿兄弟之家、女孫姪之族」という表現から駿河麻呂は坂上郎女にとって「従兄弟の子」ということになるため、「姪」に従兄弟の子の用法が存することが判明する。以上の根拠から古麻呂の御行系説が呈示されている¹⁰。

さらに近年鷲森浩幸氏は配偶者の母を「姑」と表記する事例（『続日本紀』和銅七年十一月戊子条）がある一方、「于時押勝之男三人並任參議。良繼位在子姪之下、益懷忿怨」（『同』宝龜八年九月丙寅条）の「子姪」が藤原仲麻呂の子および女婿の藤原御楯を示す可能性があること、坂上大嬢（坂上郎女の女）と婚姻関係にある家持が坂上郎女の「姪」（『万葉集』巻六・九七九番）、坂上二嬢（同上）と婚姻関係にある駿河麻呂が同じく「姪」（『万葉集』巻四・六四九番）であることを援用して、旅人の「姪」と表記される古麻呂も旅人の女婿であるとの新見解を呈示している¹¹。

以上を要するに、古麻呂が旅人の「姪」と表記されていることを如何に理解するかにかかっているといえよう。では、『万葉集』における他の姪の用例はどうなっているのだろうか。管見の限り、『万葉集』における「姪」は先に示した巻四・五六七番左注および六四九番左注以外では巻六・九七九題詞「大伴坂上郎女与姪家持從佐保還歸西宅上歌一首」のみであり、この場合坂上郎女は大伴安麻呂の女で家持が旅人の子（安麻呂の孫）であるので、ここでの

「姪」は兄弟の子の用法であることが明らかである。ただし、これだけでは判断する材料が少なく、他の事例から援用して考える必要がある。

次に六国史における姪の用例を見ておきたい。まず、続柄が明らかである事例を掲出する。

a 『日本書紀』孝安天皇二十六年二月壬寅条

立_三姪押媛_二為_三皇后。へ一云、磯城郡主葉江女長媛。一云、十市

県主五十坂彦女五十坂媛也。后生_三大日本根子彦太瓊天皇_二。

b 『三代実録』貞観十一年（八六九）八月二十七日条

従四位上行越前守源朝臣啓卒。啓者、嵯峨太上天皇之子也。

（中略）性崇_三信釋教_二。与_三姪源朝臣直_一、有_三親密之契_二。常相語云、相共出家入道。此意未_レ果、病發危急。遂落髮為_三沙門_一、未_レ幾而卒。時年卅一。

c 『三代実録』貞観四年（八六二）四月二十日条

勅、參議正四位下行彈正大弼正躬王男散位従五位下住世王、无位繼世王、基世王、家世王、益世王、助世王、是世王、経世王、並世王、尚世王、行世王、保世王、故従四位上正行王男高蹈王、高居王、故従四位下雄風王男定相王等十五人、賜_三姓平朝臣_二。先_レ是、正躬王抗_レ表曰、（中略）竊見、宗門賜姓者多。

臣意所_レ欽、在_三平朝臣_二。請除_三非女子_一、所_レ有男兒、皆賜_三平朝臣姓_二。亦復諸姪希望者、同預_三於此_一矣。（後略）

aは孝安天皇が天押帶日子命（孝安天皇の兄）の娘である押媛を皇后とした記事であり、『古事記』中巻孝安天皇段にも

大倭帶日子押人命、坐_三葛城室之秋津島宮_一、治_三天下_一也。此天皇、娶_三姪忍鹿比売命_二生御子、大吉備諸進命、次大倭根子日子賦斗邇命。

と、同様の記事が見える。押媛は女性だが、当時「王」の表記に男女の区別がなかった点^⑫を踏まえれば、ここでの姪も兄弟の子であることに変わりはない。bでは源啓と姪の源直が「親密之契」を結んでいたことが記されているが、両者の関係は「尊卑分脈」でも裏付けられ、ここでは兄弟の子としての用法が認められる。cは正躬王の上表により一族に平朝臣の賜姓が許された記事であるが、正躬王との関係を「尊卑分脈」を参考に整理すると次のようになる。

正躬王の息子：住世王、基世王、助世王

正躬王の兄弟：繼世王、家世王、益世王、雄風王（『文徳実録』

齊衡二年六月癸卯条によれば、万多親王の第四男とあり、正躬王の兄にあたる）

正躬王の兄弟の子：正行王の子（高蹈王、高居王）、雄風王の子（定相王）

雄風王は齊衡二年（八五五）、正行王は天安二年（八五八）に死去

〔『文徳実録』天安二年七月己巳条〕しており、「諸姪希望者、同預_二於此_一矣」との表現は身寄りのない姪を正躬王が保護・後見していた背景が察せられる。いずれにしても、cの姪が兄弟の子を指していることは明らかであろう。

次に続柄が不明な事例を見ておきたい。

d 『続日本紀』天平勝宝六年（七五四）閏十月庚戌条

從五位下秋篠王、男繼成王、姪濱名王、船城王、愛智王五人賜_二丘基真人姓_一。

e 『続日本紀』天平宝字元年（七五七）七月戊申条

詔曰（中略）詔畢更召_二入右大臣以下群臣_一。皇太后詔曰、汝〈多知〉諸者吾近姪〈奈利〉。又豎子卿等者天皇大命以汝〈多知乎〉召而屢詔〈志久〉。朕後〈尔〉太后〈尔〉能仕奉〈利〉助奉〈礼止〉詔〈伎〉。（後略）

f 『続日本紀』天平宝字元年八月庚辰条

勅、中納言多治比真人広足、年臨_レ将_レ耄、力弱就_レ列。不_レ教_二諸姪_一、悉為_二賊徒_一。如_レ此之人、何居_二宰輔_一。宜_下辞_二中納言_一、以_二散位_一歸_上第焉。

dは兄弟の子としての用法の可能性が高いが、秋篠王の系統は不明

〔『日本古代人名辞典』〕で血縁関係の裏付けはできないため、措いておきたい。eは橘奈良麻呂の乱の際の光明皇太后詔で右大臣以下群臣を「吾近姪」と表現しており、岸俊男氏¹³はその詔を現代語訳する中で「甥」としているのみで詳しくは触れていないが、青木洋子氏¹⁴は右大臣藤原豊成が光明皇后のオイであるから、『万葉集』の兄弟の子としての用法に一致するとする。しかし、「汝〈多知〉諸」の範囲は召し入れられた右大臣以下群臣と思われるので、光明皇太后と豊成との関係のみで判断するのは性急すぎよう。王権の危機意識の強さの表れとしてミウチ意識に訴えたとの評価も存するが、本居宣長が『続紀歷朝詔旨解』に議政官の藤原豊成・仲麻呂・永手が光明皇太后の兄弟の子である点を特記しているように、橘奈良麻呂（議政官）、安宿王・黄文王（群臣）など事件の中心人物にも光明皇太后の兄弟の子が多い点は注目される。王権全体に光明子の兄弟の子が多く存在した背景が想定され、ここでの姪も兄弟の子としての用法の可能性が高いのではあるまいか。fは多治比氏から橘奈良麻呂の乱に荷担した多くの氏人が出たことから、広足が引責のため中納言を免職させられた記事で、ここでは「諸姪」とあるが、『続日本紀』天平宝字四年（七六〇）正月癸未条の薨伝では「勝宝九歳坐_二子姪党_一、而免_レ職歸_レ第。以_二散位_一終焉」とあり、「子姪」という表現に置き換えられている。この子姪については先に触れた鷲森氏のような解釈が成り立つ余地がないわけではないが、他の六国史の用例からの傍証が欲しいところである。よって、ここでは不特定

多数の若い世代ぐらいの意味でとっておきたい。

ここまでの整理で姪には兄弟の子、もしくは不特定多数の若い世代という用法が多く見られることが明らかになった。続いて六国史以降の史料も視野に入れて検討してみたい。

g 『三代実録』貞観五年（八六三）九月十五日条

右京人主計少允正六位上真野臣永徳、姪男真野臣道緒等賜_二姓宿祢_一。大和国山辺郡人上野権少掾正六位上民首広門、右京人大宰医師正七位上民首方宗、木工医師正六位上民首広宅等賜_二姓真野臣_一。永徳広門等之先、出_レ自_二天足彦国押人命_一也。

gによると、真野臣永徳の「姪男」にあたる人物が道緒であることがわかるが、わざわざ「姪男」と表記していることからすれば、時期が近いbに兄弟の子（オイ）としての用法があるにしても、姪の用法は過渡期的状況を迎えていたことが察せられる。その点は「左京人散位従五位下有道王男二人、女二人、姪女一人、賜_二姓清原真人_一。舍人親王之後也」（『三代実録』貞観十三年（八七一）八月十六日条）の「姪女」からも理解されようし、その後も『三代実録』元慶五年（八八一）十二月十九日条にみえる「姪男」のように同様の傾向は続く。

史料 h 『菅家御伝記』正暦四年（九九三）五月二十一日・閏十月十

九日条（『群書類従』第二輯・神祇部）

正暦四年五月廿一日贈_二正一位左大臣_一。（割注略）同閏十月十九日贈_二太政大臣_一。〈勅使散位従五位下菅原為理。幹政姪。輔正子也。〉

右扱_二菅家文章、後集、三代実録、公卿補任、菅原本系帳、家記等_一記_レ之。

史料 i 『小右記』長元五年（一〇三二）八月二十八日条

（前略）今日中宮行_二啓院_一。〈院御_二坐大膳職_一〉外記貞親云、中宮大夫斉信卿可_レ行_二召仰事_一。或云、実康卒去云々。斉信卿姪_レ坎。有_レ假坎。経季云、今晚実康卒去者。今日不_レ可_レ候_二行啓_一之由、示_二送頭弁許_一。為_レ令_二披露_一、縦雖_レ可_レ堪_二歩行之人_一、大臣行歩不_レ可_レ及_二六・七町_一。

しかし、右の史料 h・i から兄弟の子の用法の対象が未だ男子であることが判明する。すなわち、史料 h は菅原道真への贈位贈官に関する記事で正暦四年閏十月十九日条によれば、道真に太政大臣を贈官する際の勅使に菅原幹政の姪である為理が任命されており、中宮藤原成子の上東門院藤原彰子への行啓に関する記事である史料 i では、藤原斉信の姪である実康の死去により行啓に中宮大夫の斉信が陪従できない旨が記されている。さらに『小右記』長和三年（一〇一四）六月十七日条にみえる小除目の記事では

朝経伝^三綸言^二云、以^三師長^一可^レ任^三備後^一。信経^一（信経者前司又〔之カ〕姪也。又智也。内々相構所^レ任也。似^三任意^一。師長・信経兩人殿上人也。）可^レ任^三越後^一者。

とあつて、藤原信経が前司である藤原為時の姪および智であることが分かる。また、具体的な続柄を立証する史料に欠けるものの、皇慶は「黄門侍郎広相之曾孫、性空法師之姪也」（『元亨釈書』巻五・叡山皇慶の項）とあることも参考になろう。

他方、兄弟の子を「甥」と表記する事例も散見される。以下の三つを挙げておきたい。

史料 j 『日本書紀』欽明三十年（五六九）正月辛卯朔条

詔曰、量^三置田部^一、其来尚矣。年甫十余、脱^レ籍免^レ課者衆。宜^下遣^三膽津^一（膽津者、王辰爾之甥也。）檢^中定白猪田部^上丁籍^上。

史料 k 『続日本紀』天平勝宝三年（七五一）正月辛亥条

賜^三正五位下大井王奈良真人姓、无位垂水王、男三室王、甥^一影王、日根王、名辺王、¹⁶无位廬原王、男安曇王、三笠王、对馬王、物部王、牧野王、孫奈羅王、小倉王、无位猪名部王、男大湯坐王、堤王、菟原王、三上王、野原王、砺波王等三嶋真人、无位御船王淡海真人、无位等美王内真人、无位壬生王、岡屋王美和真人、无位清水王、男三狩王海上真人、田部王春日真人、文成王甘南備真人、平群王、常陸王志紀真人。¹⁷

史料 l 「宮寺縁起抄」第十二所引「神主次第」（『石清水文書』五一〇二頁）

神主次第

從八位下紀朝臣御豊貞觀十八年八月十三日任。建立大師甥也。件官符延喜格載。

以上から、gから看取される過渡期的状況は急速な用法変化にはつながらなかったものと思われる。『西宮記』臨時八・凶事一所収の服紀表に「姪（又云甥）」「姪女」との記載があること、『新儀式』第五・臨時下、三等已上親喪服錫紵事に「姪男、姪女三等親也」との記述があることは布村一夫氏が指摘しているように「親族名称の日本化¹⁷」という流れの中で理解できる。古記録では『御堂関白記』長和五年七月十八日条で前掌侍・民部を「伊与守（佐伯）公行姪」と表現しているほか、『中右記』など院政期以降の日記では「姪」をメイとして使用している。ただ、少なくとも、八世紀段階では男子を対象とした兄弟の子の用法が一般的であったと考えて差し支えないだろう。

なお、参考までに戸籍における姪の用法について見ておくが、布村一夫・南部昇両氏の見解を整理すると、御野国戸籍では兄弟姉妹の女子、下総国戸籍などでは姉妹の女子、山背国計帳では兄弟の男子で使用されているという。¹⁸ 前二者については女子を指しているの

で除外されるが、少なくとも山背国計帳の事例は古麻呂のケースに当てはまる。要するに奈良時代の戸籍では姪を兄弟（姉妹）の子とする用法が一般的であることが知られよう。

以上、諸史料にみえる姪の用法を検討してきたが、『万葉集』巻四・六四九番左注にみられる従兄弟の子の用法は管見の限り見いだすことができなかった。よって、史料の用法的には従兄弟の子の用法はイレギュラーであり、兄弟の子の用法が一般的であったということになる。ただ、ここで断定するのは早計であるため、『万葉集』巻四・五六七番左注にみえる大伴旅人が臨終の際に庶弟の稲君と姪の古麻呂を召喚した場面の類例を呈示した上で、旅人の事例が一般化できるのかを検討する。表1を参照されたい。

表1は六国史の収録範囲の時期およびそれ以降の時期における臨終ないし病気の際にどのような親族が召喚、または訪問してきたかをまとめたものである。六国史などの正史だけではなく、説話なども事例として収集した。ただし、親族に該当しない事例は除外し、事例が豊富だったため、一〇八〇年代までを対象とした。史料ごとに検討してみたい。六国史のうち、奈良時代以前の『日本書紀』では皇位継承関係で不詳状態の天皇が皇太子や有力な皇子を召喚するケースが多いのに対し、奈良時代以降ではきわめて近い親族（息子や兄妹など）を召喚し、自らの葬儀について遺言するケースがままた見受けられる。その傾向は薨卒伝の充実との関連も考えられるため、『日本霊異記』など説話集の検討を行う必要がある。『霊異記』

の事例は四例であるが、奈良時代以降の国史の傾向と同様に、きわめて近い親族（親子・兄弟など）を対象として蘇生した際に地獄の状況を語ったり、遺言したりするケースが多いことが判明する。なお、「親属」という表記も存するが、厳密な親族範囲は不明であったため、今回は事例からは除いた。

国史や説話集以外の事例は如何であろうか。『藤氏家伝』武智麻呂伝によれば、

至^三（天平）九年七月、遺^レ疾弥留。朝廷惜^レ之。其廿四日皇后親臨、称^レ勅問^レ患。叙^三正一位、徙為^三左大臣。其翌日薨^三于左京私第。春秋五十有八矣。

とあり、光明皇后が兄の武智麻呂を自ら見舞っていることが記されている。この記述は『続日本紀』には見えないため、その信憑性を疑う向きもある。ただし、表1の一条天皇や白河上皇の事例からも明らかのように、天皇などが臣下の病を見舞うということはそれほど珍しいことではなく、「武智麻呂伝」後半部分については生前の武智麻呂を知る人が多く、人となりをたたえる逸話を作りがたかったとする篠川賢氏の指摘¹⁹も踏まえれば、事実としてよいものと思われる。また、『扶桑略記』寛平八年（八九六）条所引「善家秘記」では、失踪した賀陽良藤を兄弟の豊仲・豊陰・豊恒、息子の忠貞らが搜索するも結局見つからずに途方に暮れるとある。臨終の事例からは逸れるが、良藤を搜索しているのがきわめて近い親族であったことは注目されよう。その他の事例については表1を参照された

いが、奈良時代以前・以後ともに限られた親族範囲で召喚がなされるのは当時の貴族・庶民層では一つの住居に「夫婦と子供」（小家族）が居住する²⁰という生活様式の特徴が関連しているのではあるまいか。要するに、当時の古代社会の親族意識が反映されているものと考えられるのである。

なお、表1から兄弟の子の事例に合致するものを挙げると六例（No.11、27、45、57、68、86）となるのに対し、従兄弟の子の事例に合致するものは皆無であった。養老儀制令五等親条を参考に等親を付してみたが、四等の従兄弟の子と同等の等親の類例ではNo.4のみが当てはまる。しかし、皇位継承に対する教誨という点を鑑みるに、有力皇子であるがゆえの召喚と考えた方がよく、例外とするのが妥当であろう。つまり、表1からも姪の用法において兄弟の子が一般的である蓋然性はきわめて高いものと断じて差支えないと思われる。

以上の検討から、古麻呂が旅人の兄弟の子であることが明らかとなった。また、旅人の兄弟となると、父は宿奈麻呂か田主の可能性が考えられるが、田主は出仕した形跡が見受けられず、蔭位制の適用なしに古麻呂が官人として立身していくことは考えにくいことから、宿奈麻呂の子と推定しておきたい。

最後に彼と藤原光明子との関係を示す一史料を紹介する。

…（略）即日夕、内相仲麻呂侍^三御在所、召^三塩焼王、安宿王、黄文王、橘奈良麻呂、大伴古麻呂五人、伝^三太后詔^三宣曰、塩焼

等五人（乎）人告謀反汝等為吾近人（毛）吾（乎）可怨事者不所念。汝等（乎）皇朝者己己太久高治賜（乎）何（乎）怨（志岐）所（止志氏加）然將為不有（加止奈母）所念。是以汝等罪者免賜。今往^三前然莫為（止）宣。詔訖五人退^三出南門外。稽首謝^レ恩。

〔続日本紀〕天平宝字元年七月己酉条

右の史料の傍線部によれば、光明皇太后からみて塩焼王ら五人は「近人」であるという。別稿で指摘したことであるが、古麻呂以外の人物は光明子との「近人」としての関係を示すことが可能である。

塩焼王：天武と藤原五百重（鎌足の女。光明子のオバ。藤原麻呂の母²¹）の間に生まれた新田部親王の子。妻は不破内親王（聖武と県犬養広刀自の所生）。
要するに、光明子から見て塩焼王は従兄弟の子。

安宿王・黄文王：長屋王と藤原不比等女（光明子の異母姉妹）所生。長屋王の変後に光明子が両王を庇護。
橘奈良麻呂：橘諸兄（光明子の異父兄妹）と多比能（光明子の姉妹）の子。

ところで、加藤謙吉氏は

荒田井伊美吉乙麻呂

右人年足之近族。此起^三去年八月、祇^三承於寺頭。伏乞昭^レ状垂^レ恕。幸々甚々。謹状。不宣。

天平十七年四月廿六日安都年足謹状とある「天平十七年四月二十六日付安都年足書状」（正倉院丹裏文書、『大日本古文書』二五―二四頁）を挙げた上で、阿刀氏と東漢（荒田井）氏は別族であるから、「近族」とはこの場合、婚族の意にとることができるとする²²。加藤氏の指摘を参照しつつ、先に整理した光明子と塩焼王らの関係を眺めてみると、婚姻関係を通して結ばれた一定程度近い関係であることが判明する。その知見から光明子と大伴古麻呂の関係を考えるに、婚姻関係を介した何らかの近い関係を有していたものと推測される。

右の推定に合致しうる実例は藤原麻呂と大伴坂上郎女の婚姻関係（『万葉集』巻四・五二八左注）であろう。先の検討で古麻呂は宿奈麻呂の子との結論を得たが、そうすると古麻呂からみて坂上郎女はオバ（父の兄妹）であり、血縁関係のない継母となる。オバないし継母と一時期関係を持っていた藤原麻呂は光明子の兄妹であるから、その点から光明子が古麻呂を「近人」と称した背景を説明することが可能になるのではなからうか。従来右に掲げた光明皇太后詔は古麻呂以外の四人と光明子の関係のみが強調され、光明子と古麻呂の関係については等閑に付されてきた感があつた。例えば、倉本一宏氏は「近人」を「近親」と解し、光明子がミウチ意識に訴えたとし、また、光明皇太后が右大臣藤原豊成以下の群臣を召して詔した中で、「大伴宿祢等（波）吾族（尔母）在」と評した点については、大伴古慈斐の妻が藤原不比等女（『続日本紀』宝龜八年八月丁

酉条）である点から説明がなされてきた²³。しかし、右の検討から従来の先行研究の理解より一歩進めて、より直接的な関係が「近人」の語から読み取れるものと考えておきたい。

以上、迂遠な検討に終始したが、大伴古麻呂は安麻呂系宿奈麻呂の子であり、光明子の近族であることが明らかとなった。章を改めて、大伴氏の他の氏人の系譜的位置づけについて検討を行いたい。

第二章 八・九世紀における大伴氏の系譜的位置づけ

第一節 八世紀の大伴氏

本節では大伴古麻呂以外で系譜関係について議論になっている人物を中心に、先行研究に触れつつ八世紀における大伴氏の系図復元の作業を行いたい。

①道足

道足については、『続日本紀』延暦元年二月丙辰条に「參議從三位中宮大夫兼衛門督大伴宿祢伯麻呂薨。祖馬來田贈内大紫。父道足平城朝參議正四位下」と馬來田の子とされている一方で、『公卿補任』天平元年条に「大納言安磨一男」とあるように安麻呂の子とする異説も存する²⁴。諸先学は史料の信憑性を鑑み、概ね『続日本紀』

の記述を支持しているが、尾山篤二郎氏は『万葉集』巻五・八一〇～八一二番に見える大伴旅人から藤原房前への琴の贈答は房前長男の鳥養と道足の女子の結婚（『尊卑分脈』第一篇・二九～三〇頁）を祝ったものと解した上で、安麻呂が道足を猶子としたとの説を呈示している。²⁶尾山氏の見解は新婚の意を含む『文選』巻十五の古詩十九首中の九「再再孤生竹」を根拠とするが、その他の裏付けがなく、にわかに従いたい。

ただし、なぜ『公卿補任』のような異説が存するのかについては考える糸口がある。『公卿補任』の成立年代については応和年間（九六一～九六四）から長徳元年（九九五）以前のおおよそ十世紀との見解が示されているが、²⁷十世紀は家が未成立とはいえず、「氏長者」という氏上とは異なる表記が史料上散見される。氏長者は官位第一の者が任ぜられるが、²⁸たとえば当時冬嗣―長良―基経（『大鏡』）という藤原氏の嫡流意識を重視する面と冬嗣―良房―基経（『尊卑分脈』）という氏長者の移動に重きを置く面が混在していたものと思われる。すなわち、『公卿補任』にみられる道足を安麻呂の子とする異説は大伴旅人の次に道足が参議となった点に後世の氏長者観を援用したことにより生じる後世の誤認であると考えられるのではなからうか。よって、本稿では『続日本紀』の記述に信を置き、道足を馬来田の子と断定しておきたい。

②駿河麻呂

駿河麻呂については、『公卿補任』宝龜六年条に「頭書云、国史不見父母」とあり、『続日本紀』における駿河麻呂の卒去記事（宝龜七年七月壬辰条）にも系譜への言及がない。ただし、先に紹介したように、『万葉集』巻四・六四九番左注では駿河麻呂が高市大卿の孫とされている。高市大卿は御行のこととされており、父の比定は困難であるものの、駿河麻呂が御行系である可能性が想起される。それに対して、『続群書類従』所収「伴氏系図」では道足の子との異説も存するが、史料の根拠から今日では御行系説が有力となっている。特に異論はないため、本稿でも御行の孫とし、父は不明としておく。

③兄麻呂・御依・潔足

兄麻呂については、長徳の子（『続群書類従』所収「大伴系図」）とある以外は特に史料における記述はない。『公卿補任』天平勝宝八歳条に「或本。天平宝字二年謀反」とあり、兄麻呂が何らかの政治事件に関与したことが知られ、それにより明確な系譜記事が失われた可能性がある。ただし、仮に「天平宝字二年」が元年の誤記で橘奈良麻呂の乱への関与を想定したとしても、『続日本紀』に詳細な記述が見られる橘奈良麻呂の乱関係の記事で彼の名前が見いだせ

ないのは不審である。ともあれ、彼の系譜的位置づけの確定には至っていないのが現状である。

ただし、内・外階コースから類推した先行研究も存する。すなわち、天平三年（七三一）に兄麻呂が従五位下となっているが、当時の大伴氏には内・外階コースが混在しており、吹負系・馬来田系が外階コースであるため、残る安麻呂系・御行系は内階コースと想定される³⁰。以上の事実から、兄麻呂は御行系であるとの見解が支配的である³¹。本稿では遺憾ながら実証する材料がないため今後の課題とし、先行研究に従って御行系としておきたい。

兄麻呂との関係が想定されるのは次の世代の人物と思われる御依と潔足である。御依は『続群書類従』所収「伴氏系図」では御行の子とされている。一方、潔足は『続群書類従』所収「大伴系図」では兄麻呂の子とされているが、『公卿補任』延暦九年条にも同様の表記がある。潔足の場合、『公卿補任』の尻付の内容に諸氏族の功臣家伝に基づく六国史との重複がみられることを踏まえれば、やや信憑性に欠ける面がないわけではないが、一定程度信を置くことが可能である。一方、御依の場合、明らかに御行の子の世代というよりは孫の世代といふべき時代に活動が窺われ、何よりも「伴氏系図」のみでは史料の根拠に欠けると言わざるを得ない。

よって、本稿では御依・駿河麻呂・潔足がおおよそ同じ世代の人物と見なした上で、潔足の父が兄麻呂であるとの『公卿補任』の表記を念頭に入れつつも、慎重を期して三者を御行系で父不明という

ことで結論を留保しておきたい。

④その他

右の議論とは別に、橘清友（奈良麻呂の子）の母について新見解が呈示された。吉川敏子氏は『伊呂波字類抄』无の部、梅宮の項で橘清友の母が「伴邑等女」とされていることに着目し、「等」の字の崩しから「邑治麻呂」の署名（「越前国正税帳」「大日本古文書」巻一・四三九頁）を残している祖父麻呂に比定している³²。要するに、橘奈良麻呂と大伴祖父麻呂の女に婚姻関係があり、転じて奈良麻呂と古慈斐は義理の兄弟ということになる³³。その妥当性については他の史料で右の婚姻関係を示すものはなく、『公卿補任』の奈良時代の部分では藤原氏以外の母の記述がないことが通例であるため、その実証は難しい。ただし、吉川氏の指摘は新たな知見として注目されよう。

最後に家持の近親について言及しておきたい。

史料 m 『万葉集』巻二十・四二九八〜四三〇〇番

（天平勝宝）六年正月四日氏人等賀集于少納言大伴宿祢家

持之宅宴飲歌三首

霜の上に霰た走りいやましに我れは参る来む年の緒長く

右一首左兵衛督大伴宿祢千室

年月は新た新に相見れど我が思ふ君は飽き足らぬかも

右一首民部少丞大伴宿祢村上

霞立つ春の初めを今日のごと見むと思へば樂しとぞ思ふ

右一首左京少進大伴宿祢池主

史料mによれば、天平勝宝六年正月に少納言大伴家持の邸宅に氏人らが集まってきて宴会を催しているが、名前が残っているのが大伴千室・村上・池主の三人であった。大伴千室は史料m以外に見えず、左兵衛督の官職からして五位以上ということ以外は不明である。⁽³⁵⁾

一方、村上と池主については多少の手がかりが存する。村上は『万葉集』巻一九・四二六三番に

櫛も見じ屋内も掃かじ草枕旅行く君を齋ふと思ひて

右件歌、伝誦大伴宿祢村上同清継等は也。

とあるように、天平勝宝四年閏三月に大伴古麻呂入唐の饞別の宴會が大伴古慈斐邸で行われた時に詠まれた四二六三番を「伝誦」している。誰に「伝誦」したかが問題であるが、巻一九は大伴家持の歌日記的性格が濃厚⁽³⁶⁾とされているので、対象は家持であろう。すなわち、古麻呂の饞別の宴會に家持は参加していないものと想定されることを踏まえると、家持不在の宴會で詠まれた歌を村上が伝えたということになる。その点から、少なくとも家持と村上の親近性をうかがい知ることができるのではなからうか。池主は家持の越中守赴任時代に越中掾として家持の下僚であったが、しばしば家持と歌のやりとりを行っており、その親密さが先学によって指摘されている

ところである。⁽³⁷⁾

しかし、史料mについては「禁正月往来行_レ拜賀之礼。如有違犯者、依_レ淨御原朝廷制、決_レ罰之。但聽_レ拜_レ祖父兄及氏上者」(『続日本紀』文武元年閏十二月庚申条)、「諸氏長等或不_レ預_レ公事、恣集_レ己族。自今以後不_レ得_レ更然」(『類聚三代格』卷十九、天平勝宝九年六月九日勅)などのように氏上のもとに氏人が参集している背景を考慮する必要がある⁽³⁸⁾、家持との個人的関係のみで説明することはできない。氏が氏全体を結集する氏長者と同等な存在であったかどうかについては別途検討したいが、少なくとも当時の嫡流である安麻呂系を統合する存在であったことは間違いないと思われる。よって、史料mに登場する大伴氏の氏は具体的な関係こそ不明であるものの、安麻呂系傍系の人物であり、家持の近親であると想定しておきたい。

第二節 九世紀における大伴氏

本節では九世紀における大伴氏の系譜関係について検討していきたい。前節と同様に、先行研究で議論になっている部分を中心とする。まず、一番議論となつているのは善男の近親についてであろう。すなわち、善男が活躍した九世紀中葉ごろに名前が類似した伴氏が存在する。一人は伴龍男であり、もう一人は河男である。特に前者については当時の良吏を論じる際にたびたび挙げられる人物である。

史料 n 『続日本後紀』嘉祥二年（八四九）閏十二月庚午条

先是、紀伊守從五位下伴宿祢龍男、与国造紀宿祢高繼不_レ愜。於是不_レ忍怒意。輒發兵捕高繼并党与人等。仍可_レ勘申_レ状、官符下知已畢。而今日掾林朝臣並人馳來申云、守龍男分遣從僕、各帶兵仗、暗中放_レ鎗、威脅衆庶。或被執令_レ困、日夜叨呼、或東西奔走、中途流離。並人諫曰、百姓有_レ犯_レ過者、雖云長官、須委之傍吏、任_レ理勘決。而躬捕前人、事乖_レ物情。龍男固拒不_レ聽。仍脱身入_レ京者。又高繼所_レ進之_レ国符稱、国造紀宿祢高繼犯罪之替、擬_レ補紀宿祢福雄者。勅、国造者、非_レ国司解却之色。而輒解_レ却之、推_レ量意况、稍涉_レ不_レ臣。宜_レ停_レ釐務、任_レ法勘奏_上。

史料 o 『三代実録』貞觀元年（八五九）十二月二十七日条

太政官論奏言、前越後守從五位上伴宿祢龍男令_レ從者公弥侯広野等、毆_中殺書生物部稻吉_上。前者稻吉向_レ太政官、告_レ訴守龍男犯_レ用官物。故殺之状下_レ刑部省、令_レ断_レ龍男罪、省稱_レ會_レ恩_レ赦。直從_レ放免。（後略）

史料 n・o によれば、伴龍男がたびたび赴任先で問題を起こしていることが知られるが、二度ともそれほど重い処分がくだされていないことから、佐伯有清氏³⁹は朝廷に強力な支援者がおり、それが近親

の善男だった可能性を指摘している。また、角田文衛氏⁴⁰は九世紀段階より、藤原良房・良相などのように通字の萌芽が認められるとして、龍男が重い処分を免れたのは当時廟堂で台頭してきた伴善男と兄弟であったからではないかとの説を呈示した。

確かに通字の萌芽的形態が看取されることは角田氏の述べている通りであり、系図復元の一つの手法として視野に入れる必要はある。ただし、善男は史料 n・o の時点で参議になっていたものの、まだ権力中枢者との関係構築は不十分であった。私見では伴善男は藤原順子の中宮大夫および皇太后宮大夫を務めることで同母兄弟の良相とも関係を深めていき、それが応天門の変の発生要因とみる⁴¹が、少なくとも龍男の赦免云々については龍男の兄弟であるという点まで想定しなくても説明は可能であると思われる。当該期の伴宿祢氏は伴直氏などを改賜姓によって同族に取り込む氏族再編を実施⁴²しており、たとえ同じウヂ名であったとしても伴宿祢氏と流れを同じくするか否かについては、慎重な検討を要する。善男と龍男が何らかの個人的関係を結んでいたことは否定できないが、善男と龍男の間には官位の差が顕著であり、そもそも伴氏の主流に近い存在であったかどうかとも怪しい。ここで想起されるのは、応天門の変の關係者が処分された際にみえる伴秋実や清繩が「善男之從」（『三代実録』貞觀八年九月二十二日条）となった紀豊城と併記されていることから善男の僕従と思われる点であり、同様に龍男も位置づける余地がある。佐伯有清氏は伴龍男・河男が兄弟であったと考えられ

なくもないが推測の域を出ないとする一方で、かなり近い血縁関係にあったことを思わせるとしているが、本稿では僕従説の可能性を呈示しておきたい。

次に時期はさかのぼるが、伴真臣の系譜関係について触れておきたい。

史料 p 『類聚国史』六六薨卒、天長九年（八三二）五月乙卯条

右兵衛督従四位下伴宿祿真臣卒。従五位下名鳥第九子也。天長

□年至□□。弘仁十四年授_三従五位下、拜_三左馬助、遷_三右兵衛

権佐、兼_三尾張守。天長□年除_三右少弁左衛門権佐。七年叙_三正

五位下、俄叙_三従四位下、累遷_三右兵衛督。忽得_三重病。卒_三私

宅。時年卅九。

史料 p によれば、真臣は名鳥の第九子だとされているが、名鳥なる人物は他に見えない。宝賀寿男氏は名鳥を馬来田系の伯麻呂の子、名鳥の子である真臣を承和の変で処罰された伴健岑の父と推定しているが、⁴⁴確たる根拠を示しておらず、首肯しがたいものがある。史料 p 以外に真臣の経歴を抽出すると、天長五年（八二八）正月に従五位上に昇叙し（『類聚国史』卷九九叙位、同年正月甲子条）、従四位下に昇ったのは『類聚国史』九九叙位、天長八年（八三一）十月庚午条にみえる。主に武官の経歴が濃厚であるが、四十歳代でありながら天長年間に急速な昇進を果たしていることは注目に値しよ

う。その理由については様々あるものと察せられるが、淳和天皇の即位後に急速に昇進したことを踏まえれば、淳和天皇の乳母⁴⁵を輩出した系統に属していたからではないかと憶測しておきたい。ただし、乳母がその氏の有力系統出身であるとは必ずしも限らないので、真臣が当時参議を務めていた安麻呂系国道と近い血縁関係を有していたかは後考に俟ちたい。なお、真臣には藤原常嗣の妻となった女がおり、葛覧を産んでいる。⁴⁶

以上述べてきたように真臣の系統については不明とせざるを得ないが、当時の伴氏の動向を理解する上で欠かせない女性が伴全刀自と友子である。全刀自は『日本後紀』弘仁三年（八一二）五月庚申条に従五位下に叙されたことがみえるが、彼女の地位については今少し考える手がかりがある。

史料 q 『類聚符宣抄』第六外記職掌（外記代）、弘仁七年四月十七

日宣

太政官史生已上、就_レ務聽_レ出_三入自_三殿階下。

弘仁七年四月十七日。在_三陣例。〈掌侍伴宿祿伝宣〉

右にみえる掌侍伴宿祿が誰を指すのかは明らかではないが、当時の掌侍の位階相当がおおよそ従五位⁴⁷であったことからかなり絞り込めるものと考えられる。そこで当時従五位下であった大伴氏の女性官人について調べてみると、全刀自以外には見いだしがたく、史料 q の掌侍伴宿祿は伴全刀自である蓋然性が高いことが判明する。

一方、伴友子は系統不明の長村の女であり、南家の藤原三守の妻

となった人物である（『公卿補任』貞観十四年条、藤原仲縁尻付）。藤原三守は延暦寺別当を伴国道とともに務め、三守・国道は天台伝法の人とされるなど、両者の関係は深かったものと思われる⁴⁸。そして、藤原三守の兄姉にあたる美都子は藤原冬嗣の妻で良房・良相・順子の母にあたり、三守の女は小野篁の妻になっているから（『帝王編年記』仁寿二年二月二日条）、藤原三守―伴善男・小野篁という関係が生じることになり、それが善愷訴訟事件において善男と篁が歩調を合わせて正躬王や伴成益を失脚させる素地の形成につながった可能性が高い。さらに、先に述べた藤原順子を介した藤原良相―伴善男の関係は三守と国道の関係形成の時点からの歴史的帰結と見なすことができるのではあるまいか。

また、伴善男の台頭にも友子の存在を無視することはできない。三守と友子の婚姻は所生子・仲統が弘仁十年（八一九）生まれであることがわかるから、それ以前と考えられる。三守は承和七年（八四〇）に亡くなるが（『続日本後紀』同年七月庚辰条）、友子はその後も健在であり、承和十二年（八四五）に従五位上から正五位下に昇叙し、その翌年には典膳となっている⁵⁰。友子の前の世代の人物として全刀自がおり、国道の昇進に寄与したものと考えられるが、善男にまで続く伴氏の台頭の背景には「女性の力」が欠かせなかったことを強調しておきたい。

おわりに

本稿は別稿で呈示した大伴古麻呂が安麻呂系非嫡流でありながら遣唐副使や弁官に任用されたことで、息子の継人から曾孫の善男まで「貴族官人の再生産」が果たされたとの知見を補強すべく、大伴古麻呂の系譜的位置づけを中心に大伴氏の系図復元を試みたものである。屋上屋を架すことを恐れるが、奈良時代の氏族および政治史を官職の面から検討する手法は有効であるものと思われ、その前提となる系図復元が重要である点を強調して擲筆することにした。姉妹編とも言うべき別稿とともに諸賢のご叱正を請う次第である。

〔1〕竹内理三「八世紀における大伴的と藤原的」（『律令制と貴族政権』第I部、御茶の水書房、一九五七年、初出一九五二年）。

〔2〕長山泰孝「古代貴族の終焉」（『古代国家と王権』吉川弘文館、一九九二年、初出一九八一年）。

〔3〕例えば、荒木敏夫『古代日本の勝者と敗者』（吉川弘文館、二〇一四年）など。

〔4〕拙稿「大伴古麻呂と奈良時代政治史の展開」（『古代文化』六七―二、二〇一五年）。

〔5〕服藤早苗「平安時代の氏―家と女性」（『家成立史の研究』校倉書房、一九九一年）、高橋秀樹「貴族層における中世的「家」の成立

- と展開」(『日本中世の家と親族』吉川弘文館、一九九六年)。
- (6) 笹山晴生「平安前期の左右近衛府に関する考察」(『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会、一九八五年、初出一九六二年)、玉井力「道長時代の藏人に関する覚書」(『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇年、初出一九七八年)。
- (7) 佐藤進一「日本の中世国家」(岩波書店、一九八三年)第一章第三節。
- (8) 太田亮『古代姓氏家系大辞典』第一卷(角川書店、一九六三年)一二二九～一二三五頁。
- (9) 尾山篤二郎『大伴家持の研究』(平凡社、一九五六年)二二頁、川口常孝『大伴家持』(桜楓社、一九七六年)一三頁、鐘江宏之「大伴古麻呂と藤原仲麻呂」(『学習院大学文学部研究年報』五一、二〇〇四年)。
- (10) 溝口睦子『古代氏族の系譜』(吉川弘文館、一九八七年)四四頁。高島正人『奈良時代諸氏族の研究』(吉川弘文館、一九八三年)六九二頁および宝賀寿男『古代氏族系譜集成』中(古代氏族研究会、一九八六年)八三二頁も御行系説の立場を採っているが、両者は『万葉集』を引用しておらず、論拠も弱いものになっている。
- (11) 鷲森浩幸「奈良時代・平安時代初期の大伴氏」(『帝塚山大学人文学部紀要』三一、二〇一二年)。
- (12) 東野治之「長屋王家木簡の文体と用語」(『長屋王家木簡の研究』塙書房、一九九六年、初出一九九一年)。
- (13) 岸俊男『藤原仲麻呂』(吉川弘文館、一九六九年)二〇七頁。
- (14) 青木洋子「甥姪覚書―宇津保物語小攷」(『目白国文』三、一九六四年)。
- (15) 倉本一宏『奈良朝の政変劇』(吉川弘文館、一九九八年)一二九頁。
- (16) 『日本古代人名辞典』によれば、名辺王を大井王の甥とするが、文脈上垂水王の甥とするのが妥当か。
- (17) 布村一夫「正倉院籍帳」における親族名称」(『正倉院籍帳の研究』刀水書房、一九九四年、初出一九五七年)。
- (18) 布村註(17)前掲論文、南部昇「親族呼称の考察」(『日本古代戸籍の研究』吉川弘文館、一九九二年、初出一九七三年)。
- (19) 篠川賢「武智麻呂伝の史料性について」(篠川賢・増尾伸一郎編『藤氏家伝を読む』吉川弘文館、二〇一二年)。
- (20) 栗原弘「日本霊異記」における婚姻形態」(『平安前期の家族と親族』校倉書房、二〇〇八年、初出一九九六年)。
- (21) 『尊卑分脈』第二篇・五四二頁。
- (22) 加藤謙吉「日本の遣唐留学生と渡来人」(『専修大学東アジア世界史研究センター年報』一、二〇〇八年)。
- (23) 倉本註(15)前掲書、一二九～一三二頁。
- (24) 金子武雄『続日本紀宣命講』(高科書店、一九八九年、初版一九四一年)一九二頁。
- (25) 『統群書類従』所収「大伴系図」「伴氏系図」にも安麻呂の子とある。

- (26) 尾山註(9)前掲書、三〇一頁。なお、当該歌が詠まれた背景については、増尾伸一郎「君が手馴れの琴」考(『万葉歌人と中国思想』吉川弘文館、一九九七年、初出一九九一年)によって詳細な検討がなされている。
- (27) 土田直鎮「公卿補任の成立」(『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年、初出一九五五年)、美川圭「公卿補任」(皆川完一・山本信吉編『国史大系書目解題』下、吉川弘文館、二〇〇二年)。
- (28) 竹内理三「氏長者」(『律令制と貴族政権』第Ⅱ部、御茶の水書房、一九五八年、初出一九五四年)。
- (29) 内・外階コースについては野村忠夫「内・外位制と内・外階制」(『律令官人制の研究』吉川弘文館、一九六七年)。
- (30) 鷺森註(11)前掲論文は御行系は御行の氏上就任により、「本宗家」となったとする。
- (31) 高島註(10)前掲書、六九二頁。西野悠紀子「八世紀官僚貴族の氏―その内部構造にふれて―」(岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』中、塙書房、一九八四年)は内階コースであることを論拠としつつも、安麻呂系である可能性を併記している。
- (32) 吉川敏子『氏と家の古代史』(塙書房、二〇一三年)一一八―九頁。
- (33) なお、吉川註(32)前掲書(一一九頁)はこの点から古慈斐が橘奈良麻呂の乱に連坐した背景を説明している。
- (34) 土田註(27)前掲論文。
- (35) 『令義解』官位令従五位条によれば、左右兵衛督は従五位相当とされている。なお、二条大路木簡の削屑に千室の名がみえる。
- (36) 『万葉集』卷一七―二十は大伴家持の歌日誌として、彼の主体的な編纂を想定するのが一般的な見方である。その点については鉄野昌弘「大伴家持論(前期)―「歌日誌」の編纂を中心に―」(『大伴家持』「歌日誌」論考』塙書房、二〇〇七年、初出二〇〇二年)。
- (37) 米沢康「大伴家持と大伴池主」(『北陸古代の政治と社会』法政大学出版局、一九八九年、初出一九八六年)。
- (38) 小野寺静子「大伴池主―氏族の人等―をめぐって―」(『北海学園大学人文論集』三八、二〇〇八年)。
- (39) 佐伯有清「伴善男」(吉川弘文館、一九七〇年)四六頁。
- (40) 角田文衛「参議伴保平―残照の大伴氏―」(『王朝の映像』東京堂出版、一九七〇年)。
- (41) 仁藤智子「応天門の変と『伴大納言絵巻』―記録と記憶の間―」(『国史館史学』一九、二〇一五年)も同様の指摘をしている。
- (42) 大判事・明法博士を歴任した伴良田連宗(『文徳実録』斉衡二年正月己酉条)、藤原良房の家人であった伴大田宿祢常雄(『三代実録』貞観三年八月十九日条)、讃岐国多度郡を本貫とする佐伯直氏(『同』貞観三年十一月十一日条)など。
- (43) 佐伯註(39)前掲書、四五―四七頁。
- (44) 宝賀註(10)前掲書、八二〇頁。
- (45) 淳和天皇は即位以前に大伴親王と号していた。皇親の名が乳母の出身氏族に由来することが一般的なのは周知の事実である。

- (46)『尊卑分脈』第一編・三〇頁。常嗣の弟・常永の妻となり是法・維邦を産んだとの記載も存するが、兄弟で妻を同じくしたとは考えがたく、本稿では常嗣の妻としておきたい。
- (47)須田春子『平安時代後宮及び女司の研究』（千代田書房、一九八二年五月）一一九頁、伊集院葉子・義江明子・Joan R.Piggott「日本令にみるジェンダー―その(2) 後宮職員令(上)―」(『専修史学』五五、二〇一三年)。
- (48)佐伯註(39)前掲書、二五頁。
- (49)『公卿補任』貞観十七年条に五十七歳で死去したことが見え、逆算して算出した。
- (50)『続日本後紀』承和十二年(八四五)正月乙卯条、同十三年五月丁卯条。

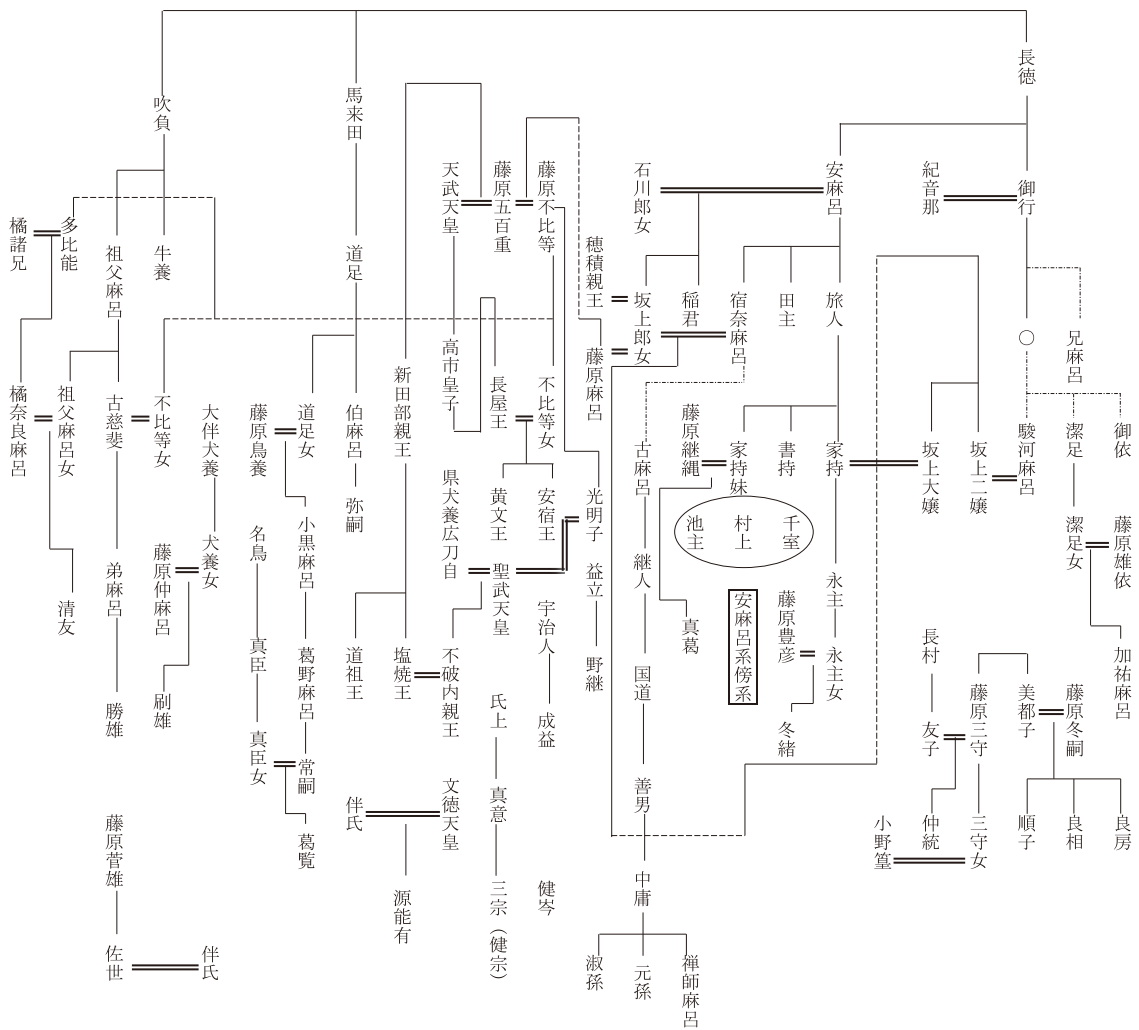


図1 大伴氏系図(案) ※婚姻関係は二重線、推定部分は一点鎖線で示し、実線をまたぐ場合は点線を用いた。
 千室・村上・池主には系統不明ながら安麻呂系の傍系集団という意味で丸印を付した。

表1 臨終・病気の際に召喚される親族範囲

No	召喚者	被召喚者	親等	典拠	備考
1	玄風大師	普建・普成(子)	1	『扶桑』欽明30年(569)4/14条所引「雙林寺実録」	仏事の教命。
2	欽明天皇	皇太子(子)	1	『書紀』欽明32年(571)4月戊辰朔壬辰条	新羅打倒を遺詔。
3	大部屋栖野古	妻子	1・2	『靈異記』上巻・第5話	欽明33年(572)。蘇生時に冥界の話。
4	推古天皇	田村皇子・山背大兄皇子(兄弟の孫)	4	『書紀』舒明即位前紀	皇位継承への姿勢を教誨。
5	天智天皇	大海人皇子(兄弟)	2	『書紀』天智10年(669)10月庚辰条	後事を託そうとする。
6	藤原不比等	親族カ	—	『補任』養老4年条	火葬について遺教。
7	藤原武智麻呂	光明皇后(兄妹)	2	『家伝』武智麻呂伝	天平9年(737)。臨終により邸宅に行幸。
8	粟田朝臣の女	女の妹(兄)	2	『靈異記』上巻・第31話	聖武期。夫について遺言。
9	信厳禪師の子	信厳の妻(男子の母)	1	『靈異記』中巻・第2話	臨終の男子に乳を飲ませる。
10	摂津国東生郡撫凹村の家長	妻子	1・2	『靈異記』中巻・第5話	火葬についての遺言。
11	桓武天皇	五百枝王(姉妹の子)	2	『後紀』大同元年(806)3月己卯条	病が重くなり、召喚。翌日、本位に復す。
12	嵯峨太上天皇	仁明天皇(子)	1	『続後紀』承和6年(839)8月庚戌朔・癸丑条	不予による朝覲行幸。
13	小野篁	篁の諸子	1	『文実』仁寿2年(852)12月癸未条	葬儀について遺言。
14	藤原良相	良相の諸子	1	『三実』貞観9年(867)10/10条	葬儀について遺言。
15	菅原是善	菅原道真(子)	1	『菅家文章』巻11「吉祥院法華会願文」(650)	10月梅過について遺戒。
16	光孝天皇	定省親王(子)	1	『要略』巻30・阿衡事所引「宇多天皇日記」	仁和3年(887)カ。定省の輔弼を託す。
17	賀陽豊仲・豊陰・豊恒(兄弟)、忠貞(子)	1・2	『扶桑』寛平8年(896)条所引「善家秘記」	賀陽良藤を捜索。	
18	三善清行	浄蔵(子)	1	『扶桑』延喜18年(918)10/26、11/2条	浄蔵の加持祈祷により、清行蘇生。
19	源順子	藤原忠平(夫)	1	『貞信』延喜20年(920)5/17、延長2年(924)8/29、12/29条	看病により出仕せずor退出。
20	醍醐太上天皇	朱雀天皇(子)	1	『吏部』延長8年(930)9/26条	5つの遺戒を示す。
21	醍醐太上天皇	代明親王・重明親王(子)	1	『吏部』延長8年(930)9/26条	3つの遺詔を告げる。
22	藤原穩子	忠平(兄妹)	2	『貞信』天慶2年(939)11/7、同3年6/16、6/25条	病を見舞う。
23	藤原寛子	重明親王(夫)	1	『吏部』天慶8年(945)1/14条	病の知らせにより内裏より退出。
24	朱雀太上天皇	加賀命婦(乳母)	—	『吏部』天曆6年(952)4/27条	4/13。重病の上皇のもとに参る。
25	藤原実資	懐平(兄弟)	2	『小右記』永延元年(987)6/6、6/19条	重病の実資を見舞う。
26	藤原実資	公任(従兄弟)	3	『小右記』永延元年(987)6/19条	重病の実資を見舞う。
27	藤原頼忠	実資(弟の子)	2	『小右記』永祚元年(989)6/23、6/29条	病状を問うに仁王経読経の命あり。危篤により馳参するも死去。
28	室町殿	実資(夫)	1	『小右記』永祚元年(989)7/16条	危篤により馳参。
29	藤原永年	実資(母の異母姉妹の子)	3	『小右記』永祚元年(989)12/9条	危篤の知らせを聞き、馳参・会話。
30	藤原公任	実資(従兄弟)	3	『小右記』正暦4年(993)6/9、万寿元年(1024)11/10条	面会し病状を問う。
31	藤原詮子	道長(兄妹)	2	『権記』長徳3年(997)6/4条	病が危急のため、馳参。
32	藤原詮子	一条天皇(子)	1	『権記』長徳3年(997)6/22条	病を受けて、東三条院に行幸。
33	藤原行成の子	行成室(母)	1	『権記』長徳4年(998)10/18条	夭折した子を看取る。
34	藤原行成室	行成(夫)	1	『権記』長徳4年(998)12/11条、長保4年(1002)10/17条	病により馳参。出産した室を看病。母子ともに死去。
35	藤原行成室	成房(行成の従兄弟)	3	『権記』長徳4年(998)12/11条	病の知らせにより、内から罷出。
36	藤原成房	行成(従兄弟)	3	『権記』長保元年(999)7/9、同2年9/10、同3年6/15条	病により馳参。
37	藤原行成	正光(祖父の兄弟の子)	2	『権記』長保元年(999)9/7条	行成の藏人头辞任について問う。
38	行成の小兒	行成(父)	1	『権記』長保元年(999)12/9、同2年12/16、寛弘元年(1004)閏9/11条	病により、退出。
39	藤原兼家女	道長(兄妹)	2	『権記』長保3年(1001)2/12条	尼になったのを受けて、道長が訪う。
40	居貞親王	道長(母の兄弟)	2	『権記』長保3年(1001)6/2条、同4年5/4条	病により東宮に参る。
41	藤原彰子	道長(父)	1	『権記』長保4年(1002)1/24、『御堂』寛弘元年(1004)8/21、同3年10/9、同5年9/10、長和元年(1012)4/9、4/28、5/9条	病により参入。
42	藤原成房室・乳母	行成(成房の従兄弟)	3	『権記』長保4年(1002)2/4条	成房出家を受けて、室を訪う。
43	為尊親王	冷泉上皇(父)	1	『権記』長保4年(1002)6/4条	病が重く出家することを告げる。
44	為尊親王	道長(母の兄弟)	2	『権記』長保4年(1002)6/4条	病のため出家したのを受けて、参る。
45	藤原永頼	実資(姉妹の子)	2	『小右記』寛弘2年(1005)3/18条	面会の際、出家の意向を述べる。
46	源倫子	道長(夫)	1	『権記』寛弘4年(1007)6/27条	病のため、土御門殿に渡る。
47	敦道親王	道長(オジ)	2	『権記』寛弘4年(1007)10/2条	危篤により参上するも、まもなく死去。
48	藤原寛子	道長(父)	1	『御堂』寛弘6年(1009)9/4条	病を見舞う。
49	敦成親王	道長(祖父)	2	『御堂』長和2年(1013)5/20条	敦成親王の病を受けて、馳参。
50	禎子内親王	道長(祖父)	2	『御堂』長和4年(1015)7/23条	内親王の病を受けて、大内に参る。

51	藤原頼通	道長（父）	1	『御堂』長和4年（1015）12/12、『小右記』万寿元年（1024）5/27条	病を見舞う。
52	藤原妍子	道長（父）	1	『御堂』長和5年（1016）2/18、『小右記』万寿元年（1024）7/12、同4年（1027）9/14条	病を見舞う。万寿4年9月最期を看取る。
53	藤原穆子	道長（女婿）、源倫子（娘）	1・5	『御堂』長和5年（1016）7/2条	重病の知らせにより見舞う。
54	有明親王女	藤原実成（子）	1	『御堂』長和5年（1016）11/12条	母の重病。五節舞姫献上の障りを申す。
55	藤原道長	頼通ら諸子	1	『御堂』寛仁2年（1018）4/9条	道長中宮参入の際、胸病が悪化。道長の子参集。
56	藤原道長	頼通（子）	1	『左経記』寛仁2年（1018）4/10条、『小右記』同年5/27、万寿4年（1027）11/24条	病の道長のもとに参る。
57	藤原道長	源経頼（兄弟の子）	2	『左経記』寛仁2年（1018）閏4/16条	病により、参上。※経信のオバは道長室・源倫子。
58	藤原頼通	源経頼（従兄弟）	3	『左経記』寛仁2年（1018）5/16、同年6/6、万寿3年（1026）1/27、長元8年（1035）6/20条	病の頼通のもとに参る。
59	藤原道長	家子卿相	—	『小右記』寛仁2年（1018）5/27、同3年2/4条	病の道長のもとに馳参。
60	藤原行成女	源経頼（夫）	1	『左経記』寛仁2年（1018）6/23条	室家の病により、外出せず。
61	敦良親王	道長（祖父）	2	『御堂』寛仁2年（1018）8/15条	親王の病を知り、馳参。
62	藤原道長	彰子（娘）	1	『小右記』寛仁3年（1019）6/4～5条	道長の見舞いに訪れようとするが辞退。
63	藤原道綱	室・息等	1・2	『小右記』寛仁4年（1020）10/9条	10/7。臨終の道綱出家を企図。法性寺参籠を勧める。
64	藤原実資	資平（養子）	1	『小右記』治安2年（1022）4/17条	病を訪うためにやってきたカ。
65	藤原資房	実資（祖父）	2	『小右記』治安3年（1023）7/4～5条	重病の孫を訪う。
66	源時叙	道長（義理の兄弟）・頼通（義理の兄弟の子）	2	『小右記』万寿元年（1024）2/6条	腫物を見舞う。 ※時叙の兄妹が道長室源倫子
67	藤原威子	源経頼（従兄弟）	3	『左経記』万寿2年（1025）2/5、2/25、8/2、8/7、長元元年（1028）4/12条	病により馳参。
68	藤原道長	源経頼（兄弟の子）	2	『左経記』万寿2年（1025）4/10、4/24	病の道長のもとに参る。
69	藤原頼宗	資平（姻戚）	—	『小右記』万寿4年（1027）2/13条	簾中に呼び入れられ、几帳を隔てて会話。
70	藤原妍子	頼通・教通（兄弟）	2	『小右記』万寿4年（1027）9/14条	最期を看取る。齊信も同席。
71	藤原資平	資房母（妻）	2	『小右記』長元元年（1028）9/29条	資房（子）が資房の妻（三井寺の尼）を召喚。
72	源倫子	頼通（子）	1	『左経記』長元7年（1034）9/17、長久元年（1040）8/30、『春記』永承3年（1048）閏1/29条	病により、参上。
73	源倫子	教通（子）	1	『左経記』長元7年（1034）9/17条	病により、参上。
74	源倫子	彰子・威子（子）	1	『左経記』長元7年（1034）9/18条	病により、鷹司殿に渡る。
75	源経相	藤原資房（婚）	5	『春記』長暦3（1039）10/1、10/7条	病のため、宿泊。危篤に際し出家を勧め遣言を聞こうとするも、経相は拒絶。
76	藤原資房	顕家（従兄弟）	3	『春記』長暦3（1039）10/4条	見舞いに訪れるが、資房は他の者で対応。
77	藤原資房	資頼（オジ）	2	『春記』長暦3（1039）10/4条	見舞いに訪れ、会話。※資房は祖父・懐平の子、父・資平の兄弟。
78	藤原資房	資平（父）	1	『春記』長暦3（1039）10/5条	見舞いにやってくる。
79	源経相	経宗・経季（子）	1	『春記』長暦3（1039）10/5条	経相の病床に滞在。
80	源経相	経相妻（妻）	2	『春記』長暦3（1039）10/7条	部外者に重病について知らせず、妻のみと忍んで病に苦しむ。
81	藤原資房	経任（オジ）	3	『春記』長暦3（1039）10/8条	病を見舞う。 ※経任は父・資平の兄弟。
82	藤原実資	資房（孫）	2	『春記』長久元年（1040）4/5、4/16、4/20、5/24、長久2年2/24条	病の実資のもとに参る。
83	藤原資平	資房（子）	1	『春記』長久元年（1040）4/16、4/17、4/18、永承3年（1048）閏1/17条	病の資平のもとに参る。
84	藤原通房	頼通（父）	1	『春記』長久元年（1040）8/16条	15日から病のため、通房のもとに滞在。
85	後朱雀天皇	教通（義父）	1	『春記』長久元年（1040）9/5条	病により、参内。 ※教通女（生子）は後朱雀の女御。
86	藤原経任	資房（兄弟の子）	2	『春記』長久元年（1040）11/28条	招きあり。修理大夫を辞する旨を通達。
87	藤原定頼	資平（祖父の兄弟の子） 資房（祖父の兄弟の孫）	—	『春記』長久2年（1041）2/19条	病を見舞いに、長谷に向かう。
88	藤原良頼	頼宗（祖父の兄弟の子）	—	『春記』永承3年（1048）3/3条	病により、宇治に向かう頼通と別れ、帰京。 ※良頼は道隆の孫、隆家の子
89	藤原彰子	頼通（兄妹）	2	『春記』永承7年（1052）5/6条	重病のため、祇候。
90	後冷泉天皇	頼通（義父） 御傍親人々	1	『春記』永承7年（1052）7/2条	病により、祇候。※後冷泉皇后は藤原寛子（頼通女）。
91	藤原寛子	師実（兄妹）	2	『水左記』治暦3年（1067）5/10条	病のため、参内。
92	藤原彰子	教通（弟）	2	『土右記』延久元年（1069）6/27条	背中の腫れが悪化。参上。
93	源俊房	顕房（弟）	2	『水左記』承暦元年（1077）7/29条	疱疹を見舞う。
94	源基綱	経信（父）	1	『帥記』永保元年（1081）6/3条	ここ数日病のため、基綱の洞院亭に参向。
95	藤原賢子	師実（養父） 源麗子（養母）	1	『後二条』応徳元年（1084）10/17条	病により、参内。

※出典の表記は適宜省略した。召喚者と被召喚者の姓が同じ際や著名な人物の場合も同様に姓を省略。

An Attempt to Reconstruct the Family Tree of the Ōtomo Clan

UEMURA, Masahiro

The Family Tree of the Ōtomo Clan is found in *Ōtomo-Keizu* and *Tomo-Shi-Keizu* and is included in *Gunsho Ruijū*; however, these contain many errors and are thus unreliable. As indicated in previous work (*Ōtomo no Komaro and the Development of Political History During the Nara Period*; *Cultura Antiqua: The Paleological Association Of Japan, 67-2, 2015*), Ōtomo no Komaro was a trusted vassal of Empress Kōmyō, and being appointed as a vice-envoy in a diplomatic mission to Táng China and as a *benkan* (official of Daijō-kan), his progeny from his son Tsuguhito to his great-grandchild Yoshio were “reproduced aristocratic bureaucrats.” Thus, clarifying his genealogical position will elucidate his political position.

Komaro, the focus of this study, is referred to as the “nephew” of Tabito in the No. 567 commentary of Book 4 of the *Man'yōshū*. However, there are conflicting views concerning whether this word refers to the child of a brother or the child of a cousin, and no clear consensus has been reached. According to the article in *Man'yōshū*, Governor General (*dazai no sochi*) Tabito, who was on the verge of death, summoned Inakimi, his “younger brother born of a concubine,” and Komaro, his “nephew,” to Dazaifu. An examination of the use of the word “nephew” in works such as *Rikkokushi* and *Kokiroku* reveals that it was most common to use the term in reference to the child of a brother. Moreover, we verified this view by examining the number of family members who were invited to the deathbed of a person in ancient times. In the present study, we examine not only the genealogical position of Komaro, but also the problematic positions of Michitari, Surugamaro, and Emaro. Related persons and the blood relationships of the 9th-century *Tomo no Yoshio* are also mentioned in an attempt to reconstruct the Otomo Clan's family tree.